

3. 厚生労働省資料

「民法等の一部を改正する法律」施行スケジュール

- 施行日を定める政令等
施行日は平成24年4月1日を規定する方向で検討しており、秋にも制定予定。

- 通知類（別添参照）
改正法の施行に伴う通知等を検討しており、年内にはパブリックコメントを行った上で発出する予定。

民法等の一部を改正する法律の施行に向けた通知等について（未定稿）

1 児童相談所運営指針等の改正

以下の改正法関連の運用について示す。

(1) 親権喪失、親権停止、管理権喪失の請求について（児童福祉法第33条の7関係）

○児童福祉法

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

○ 民法

（親権喪失の審判）

第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。

（親権停止の審判）

第八百三十四条の二 父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。

2 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、二年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。

（管理権喪失の審判）

第八百三十五条 父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。

（親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し）

第八百三十六条 第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項又は前条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、それぞれ親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができる。

〔記載内容〕

- ・ どのような事案において請求するのか例示する。（入所ケースにおいて不当な主張が繰り返される、又は繰り返されるおそれがあることにより、児童の安定的な監護

が損なわれるおそれがある場合。緊急時以外の医療ネグレクト事案。在宅でも性的虐待のケースなど。財産管理や契約の同意等の問題については、管理権喪失の請求も。）

- ・ 原則停止を請求。将来にわたって改善が見られない場合は喪失の請求をすること。
- ・ 請求の手續、書類。
- ・ 28条申立てとの関係。（28条よりも困難なケースで親権停止）
- ・ 親権喪失の請求をして、停止の審判が下されることもあること。
- ・ 児童相談所長以外の請求権者が請求する場合の援助について。特に、子ども自身が請求するケースについて、なるべく児童相談所長が請求するか、継続的援助に努めるべきこと。
- ・ 親族が請求する場合も適切に援助すること。
- ・ 家庭復帰など、親族の状況が改善した場合には取消請求すること。ただし、その場合は慎重な判断を要すること。

(2) 未成年後見人の選任請求について（児童福祉法第33条の8関係）

○児童福祉法

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中若しくは児童福祉施設に入所中の児童等又は一時保護中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

〔記載内容〕

- ・ どのような事案について請求するのか（在宅も含む）。
- ・ 追加の選任請求があり得ること。
- ・ 法人の選任が可能であること。
- ・ 請求に当たっては、手続や提出書類等について家庭裁判所に確認するなど円滑な請求に努めること。
- ・ 継続的にフォローすること。
- ・ フォローの結果、未成年後見人に不適切な行為があった場合の対応。

(3) 2か月を超える親権者等の同意のない一時保護の手続について（児童福祉法第33条第5項関係）

○児童福祉法

第三十三条（略）

②～④（略）

⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合には、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。

〔記載内容〕

- ・ 原則として、2か月を超える前に都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこと。（2か月直前に親権者が同意を撤回するような場合は例外的に、同意撤回後速やかに意見を聴くこと。）
- ・ 同意の取り方の例示。
- ・ 意見聴取の方法は、会議開催が望ましいが、日程調整が難しい場合などの取扱いの例示。
- ・ 意見を聴く際に審議会に提出する資料の例示（ケースの概要、児童の状況、保護者や家庭の状況、親権者の意見書、児相としての方針、措置予定先、家庭をとりまく関係機関の状況など）。

(4) 一時保護中の児童相談所長の権限について（児童福祉法第33条の2関係）

○児童福祉法

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

- ② 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

〔記載内容〕

- ・ 親権を行う者のないときの定義について。（死亡のみならず、行方不明、収監中、親権停止・親権喪失を含むこと）（第1項関係）
- ・ 児童相談所長の監護、教育及び懲戒に関する措置について規定する趣旨について。（現行の第47条第2項と同様。児童の保護のために親権の身上監護類似の規定を整備したもの。）（第2項関係）
- ・ 一時保護の際に親権者等に通知すべき事項を整理。（児童相談所長の権限、2か月を超える一時保護についてなど）
- ・ 「不当に妨げてはならない」のガイドラインを策定する（後掲）（第3項関係）
- ・ 「児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるとき」について例示しつつ基準を記載すること。（第4項前段関係）
- ・ 医療ネグレクトの事案についてのガイドラインを改正する（後掲）（第4項関係。第33条の7関係）

(5) 里親等委託中又は施設入所中の里親等、施設長等の権限について（児童福祉法第47条関係）

○児童福祉法

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

〔記載内容〕

- ・ 親権を行う者のないときの定義について。（死亡のみならず、行方不明、収監中、親権停止・親権喪失を含むこと）（第1項関係）
- ・ 対象が18歳未満の児童のみならず、31条による措置延長の場合も対象となったこと。（第1項から第5項まで関係）
- ・ 親権者等のいない児童についての里親等と児童相談所長の役割分担について（第2項関係）
- ・ 入所時の親権者等への説明事項を整理（「不当に妨げてはならないガイドライン」の内容、親権停止の請求の可能性など）。
- ・ 「不当に妨げてはならない」のガイドラインを策定する（後掲）（第4項関係）
- ・ 「児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるとき」について例示しつつ基準を記載すること。（第5項前段関係）
- ・ 緊急の措置をとった場合の報告義務について。（速やかに報告すること、報告先・手続、報告を受けた都道府県（児相）の対応）（第5項後段関係）
- ・ 医療ネグレクトの事案についてのガイドラインを改正する（後掲）（第5項関係。第33条の7関係）

(6) 児童福祉法第28条審判の手續等について

- ・ 申立書の様式例など手續を示す。
- ・ 家裁から都道府県知事へ保護者指導の勧告がなされる場合において勧告書を保護者にも送付してもらうよう、家庭裁判所へ上申する手續など。

(7) 施設入所等の措置がとられていない事案における保護者の児童へのつきまといについての対応

- ・ 事実上自立した未成年者や民間のシェルターで生活している未成年者への親等の不当な介入に対しては、子の人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権としての面談強要等禁止を求める訴え及びその仮処分等が可能であること。

2 施設長等の措置と親権者の関係に関するガイドライン（仮称）【新規制定】

- ・ どのような親権者の行為が「不当な妨げ」に該当するのか示す。
- ・ 親権者と意見が対立し、判断の難しいケースについては、児童相談所の意見を聴くこと。
- ・ 児童相談所は、親権者との意見調整を行うとともに、必要に応じて都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこと。

3 「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について（雇児総発第 0331004 号。平成20年3月31日付雇用均等・児童家庭局総務課長通知。）」の改定

医療ネグレクトの場合のとりうる対応（一時保護、親権停止の審判の請求）について示す。

4 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について（雇児総発第 0314001 号。平成20年3月14日付雇用均等・児童家庭局総務課長通知。）」保護者指導ガイドラインの改定

親権停止に伴う対応等について追加。

5 その他、他制度の運用の整理について、可能な対応を検討中。

- (1) 進学
- (2) 予防接種
- (3) 精神科病院の受診
- (4) パスポートの申請
- (5) 住民票の住所の秘匿について